

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 5 月 1 日現在

機関番号 : 14101

研究種目 : 基盤研究 (C)

研究期間 : 2010 ~ 2012

課題番号 : 22530048

研究課題名（和文） 国際テロ行為の容疑者に関する管轄権の展開とその国際協力に与える影響

研究課題名（英文） A Study on the Jurisdictional Regime over Terrorists and Its Implication for International Cooperation

研究代表者

洪 恵子 (KO KEIKO)

三重大学・人文学部・教授

研究者番号 : 00314104

**研究成果の概要（和文）**：米国は「対テロ戦争」においてテロ行為の容疑者の審理・処罰のため軍事審問委員会(military commission)を創設した。この特別な管轄権の制度は2度の根拠法の改正や裁判所による審査を経て、次第に容疑者の人権により配慮する制度として整備されているが、その事項的管轄権の範囲に深刻な問題を残している。こうした特設の管轄権の制度に対して他国の協力が必要な場合、相互主義を基盤とする既存の国際法の制度（国際刑事共助）をそのまま利用することは法的には困難であり、軍事審問委員会の特徴に適合した新しい法的枠組みが必要と思われる。

**研究成果の概要（英文）**：My research had two purposes: (1) to examine the military commissions system of the US and (2) to consider its implication for international cooperation. A system of military commission was created by a military order issued by President Bush in 2001 as a special jurisdictional regime to try the unlawful enemy combatants who were detained in Guantanamo Base. After it was held unconstitutional by the Supreme Court, a new legislation was enacted in 2006 and modified in 2009. The present system (based on these legislations) responded to the criticisms toward the original military commission system and is now equipped with more safeguards for the detainees' human rights. However, it still has a fundamental problem regarding its scope of the subject-matter jurisdiction. On the other hand, for international cooperation, the regular legal mechanisms for mutual assistance may not be applicable to the military commissions system, therefore, if one is requested to provide the US authority with the evidence or the information, it is necessary to establish a new legal framework for that particular purpose.

交付決定額

(金額単位: 円)

	直接経費	間接経費	合 計
2010 年度	800,000	240,000	1,040,000
2011 年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2012 年度	1,000,000	300,000	1,300,000
年度			
年度			
総 計	2,800,000	840,000	3,640,000

研究分野：国際公法

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：国際テロ行為、軍事審問委員会、グアンタナモ基地、国際協力、刑事共助、war against terrorism, military commissions, international cooperation

## 1. 研究開始当初の背景

(1)これまで私は国際法上の犯罪（crime under international law）の規制に関する諸問題を研究してきた。国際テロ行為は現代の国際社会を脅かす重大な国際法上の犯罪の一つである。現在の国際法では、個人の国際法上の犯罪は、(A)条約または慣習法の内容を受容した国内法によって、国内裁判所において審理・処罰される（国際刑事法の間接的執行）か、(B)当該犯罪に管轄権を持つ国際裁判所が設置され、そこで審理・処罰される（国際刑事法の直接的執行）。国際テロ行為については、(A)の方式、つまり国際テロ行為に該当する個々の行為を取り上げて、それを規制する多数国間条約を締結するという方法が採られてきた（国内法（刑法）を通じた国際法上の犯罪の規制）。これに対して、(B)の方式、つまり国際的刑事裁判所を設立する規制方法は（そうした主張がみられるものの）国家実行においてはほとんど採用されていない。私は科学研究費補助金の助成を受けて、近年特に国際的刑事裁判所（ユーゴ国際裁判所や国際刑事裁判所（ICC））に関する研究を進めてきた。しかし上に述べたとおり、国際テロ行為に関しては、国際裁判所ではなくて、各国の国内法・国内裁判所が依然として重要な役割を果たしていると言えるのであり、関連する国家実行を検討することは国際法上の犯罪の研究という枠組みからは重要なことに思われた。

(2)特に国内（刑事）法を通じた国際テロ行為の規制という方式が米国の「対テロ戦争」によって大きな挑戦を受けたことは重要であると思われた。多数国間条約に基づく国際テロ行為の規制では、容疑者の身柄を拘束している国が容疑者を自国で訴追するか引渡しを行ふかを決定する義務を負っているが（*aut dedere aut judicare*）、アル・カイダを率いるウサマ・ビン・ラディンについては、アフガニスタンは、国連安全保障理事会決議に基づく身柄の引渡要請があつても、ウサマ・ビン・ラディンの引渡しに応じなかつた。その後、9.11事件のあと、米国は大規模な軍事力の投入を行い、捕捉者についても刑事被告人ではなく不法戦闘員（unlawful enemy belligerent）というカテゴリーで取り扱つた。こうした米国の実行、特にブッシュ政権の行動は内外の強い批判を受けた。しかしこうしたブッシュ政権の採用した政策を特異な現象として退けることはできず、「国際テロ行為の容疑者の処遇や審理はどうあるべきか」というこれまで国際法上議論が続いてきた理論的枠組みのなかに位置づける必要があると思われた。

## 2. 研究の目的

(1)私の研究は、近年の国際テロ行為の容疑者

の審理・処罰をめぐる米国の法制度の展開とその国際法から見た問題点の明確化を、特に軍事審問委員会（military commission）という制度を分析することを通じて行ったうえで、さらに、明らかとなつた新たな法制度に関する国際協力を考察することを目的とした。つまり私の研究の目的は、米国の国家実行（とりわけ「対テロ戦争」で捕捉したテロ容疑者たちの処遇）に関する新しい制度の展開を検討し、第二にそれに関する国際協力の問題を考えることであった。

(2)日本については、自衛隊が防衛出動中に拘束した者についての処遇については捕虜等取扱法によってすでに規定が用意されている（捕虜等取扱法3条8号）。もとより米国のような軍事力を使用した領域外でのテロリストの捕捉を自衛隊が行うということは現状では想定することが困難であろう。このような日本法の状況を考えると、米国の国家実行の日本法に対する直接的な示唆は求めない必要がないといえる。しかし国際協力の局面では、つまり仮にグアンタナモ基地に収容されている容疑者や、類似の方法で捕捉され、拘禁されている容疑者に関する情報や証拠の提供などの要請があつた場合はどうであろうか。こうした要請に対して、通常の刑事共助や犯人引渡し制度を適用することができるだろうか。またもし既存の刑事共助に関する制度で対応できないとしても、それでも政治的には協力することが望ましい場合がありえよう。そのような場合に何らかの法的基盤を持った協力を提供するためには、例えば米国の国家実行がどの程度国際法で許容されているのかを理解しておくことが不可欠となると思われる。このような問題意識から当該研究課題を設定したのである。

## 3. 研究の方法

(1)ブッシュ大統領は2001年にテロ容疑者の審理のための軍事審問委員会を創設した。しかしこの制度はオバマ大統領により2009年に廃止が決定されたため、研究期間内には私の研究対象もその新しく創設される制度が中心になると思われた。しかし結局新しい制度は創設されなかつた。

(2)国際協力の問題については欧州人権裁判所の裁判例も検討の対象とした。

(3)私の研究課題は現在進行中の米国の政策に関わるものであったため、議会への提案や裁判所の判断など米国の国家実行の最新の情報を得るために、インターネットのブログなどから多くの情報を得た。

## 4. 研究成果

私の研究課題は「国際テロ行為の容疑者に関する管轄権の展開とその国際協力に与える影響」である。2.で述べたとおり、この研

究は大きく二つの問題の検討から構成される。第一の課題が近年の国際テロ行為（テロリズム）の容疑者の審理・処罰をめぐる米国の法制度の展開とその国際法から見た問題点の明確化を、特に軍事審問委員会という制度を分析することを通じて検討することであり、第二の課題がそうしたテロ容疑者に関する法制度が国際協力に与える影響を考察することである。

#### （1）軍事審問委員会の法的特徴と問題点

①法的特徴 伝統的に武力紛争（戦争）においては、敵国の兵士の違法行為を処罰するために軍事法に基づく制度が設けられ、これらは軍事審問委員会（military commissions）と呼ばれている。（第2次世界大戦後、連合国軍の軍事審問委員会でドイツ人や日本人が審理にかけられ、なかでも山下奉文陸軍大将の事例はよく知られている。）米国のブッシュ大統領は2001年に大統領令を発し、ウサマ・ビン・ラディン及びアル・カイダに対して米国は「対テロ戦争」を行つており、テロ容疑者は不法な敵の戦闘員であるとして、通常の刑事裁判ではなく、パナマにある米国のグアンタナモ基地に設置される軍事審問委員会で処罰すると決定した。しかし米国の最高裁判所によってこの軍事審問委員会制度は関連米国国内法に違反していると認定された（2006年ハムダン対ラムズフェルド）。その後、根拠法が改正された（2006年）。2009年に政権についたオバマ大統領は、大統領就任後ただちに国際テロ行為の容疑者を拘束しているグアンタナモ基地の閉鎖を決める大統領令に署名した。このことから軍事審問委員会に代わる手続きが新政権のもとで創設されたと思われたが、結局、新しい制度は創設されず、2011年3月7日の大統領令でこの制度を再び利用することが明らかにされた。以下は現行制度について説明する。

現行法である2009年軍事審問委員会法は議会によって制定され、オバマ大統領によって署名された。この法律は大統領に軍事審問委員会を設置する権限を与え、また軍事審問委員会の事項的管轄権や審理の手続きを定めている。内外からの当初の軍事審問委員会に対する批判にこたえ、現制度では被告人の人権により配慮した制度となっている。例えば拷問によって得られた証言は証拠として採用してはならないと定めている（§948r.）。第一審の判決を不服とする場合は裁判所（United States Court of Military Commission Review, USCMCR）による審査を受けることもできる。さらにその判断に対しては米国控訴裁判所に異議を申し立てることができ、最終的には米国連邦最高裁判所の審理の対象ともなる。つまり現行法の元での軍

事審問委員会は行政権に排他的に属するのではなく、一定の条件を充たせば司法権の審査にも服するのである。

なおグアンタナモ基地における今までの収容者数の総数は603人、そのうち現在でも拘束されている人数は169人であり、収容中に死亡したものは16人である（The Director of National Intelligence Report, January 2013）。その他は収容をとされて身柄を引き受ける国に送還されたり、数は少ないが米国本土で刑事手続に服した者もある（2010年Ghailani事件）。軍事審問委員会で審理され、有罪判決を受けた（司法取引を含む）者は少なくとも7人である。2013年4月、軍事審問委員会で係争中なのは4件である（結審した事件も含め、軍事審問委員会のHPで公表されている。（<http://www.mc.mil/>））

#### ②問題点

テロ容疑者については、現在でも軍事審問委員会ではなく、通常の刑事手続で審理すべきという主張も強いが、米国については、米国議会の賛同を得られていないため現実には困難である。そうだとすれば軍事審問委員会という制度がしばらくの間は存続すると考えるべきだろう。先に述べたとおり、軍事審問委員会における審理については、当初懸念されていた被告人の人権保障についてはかなり改善されている。むしろ現在の軍事審問委員会に関して重大な法的問題点とされているのが事項管轄権の対象である。すなわち軍事審問委員会という制度は、2001年9月11日の米国同時多発テロの実行者およびそれを支援したアル・カイダというテロリストグループをターゲットにしているものといえるが、グアンタナモ基地に収容されたテロ容疑者の嫌疑は、例えば2000年のイエメンで米国軍艦が爆破された事件なども含んでいる。こうしたグアンタナモ基地に収容されたテロ容疑者のための軍事委員会について、その広範な管轄権の在り方が従前の米国法・国際法に違反するのではないかということが問題とされているのである。この点をめぐっては重要な判例がある。すなわちサリム・ハムダン（Salim Ahmed Hamdan）をめぐる事件である（2012年米国控訴裁判所「ハムダンII」事件）。ハムダンは2001年にアフガニスタンで拘束され、グアンタナモ基地で拘留された。彼は不法な敵の戦闘員であるとして、2006年軍事審問委員会法に基づく軍事審問委員会で審理され、有罪となった。しかし彼が有罪となった犯罪のうち「テロリズムの実質的な支援」（material support for terrorism）については彼が行為を行った時点では国際法上の戦争犯罪ではなく、軍事審問委員会の管轄権の対象とはできない、したがってこの犯罪については彼を無罪とすべきであるという判断が米国控訴

裁判所によって下された。この判断がほかのテロ容疑者の軍事審問委員会の審理にも影響を与えることは必至であり、今後、この点に関する法的な修正が行われると思われる。

## (2) テロ容疑者の処遇と国際協力

次に軍事審問委員会のようなテロ容疑者に対する新しい管轄権の形態に対して、どのような国際協力が可能であるかを考察した。通常の犯罪人、つまり各国の刑法上の重大犯罪に関しては、容疑者の身柄の確保、証拠の収集などについては、それぞれ犯罪人引渡制度(extradition)、国際刑事共助(協力)の法制度が発展している。特に1970年代から国際テロ行為が国際社会にとって重要な問題となって以降、国際テロ行為と国際刑事協力の問題も国際法学において熱心に議論されてきた。これまでとりわけ問題であるとされたのは犯罪の政治性をどう評価するかという点であった。すなわち国際刑事協力の法制度(とりわけ犯罪人引渡制度)は政治犯罪については協力を行わないことを原則としてきた(「政治犯不引渡の原則」)。しかしテロ行為はそれをどう定義するにせよ、何らかの政治的動機によって行われる犯罪であることには一致がある。そうだとすれば、政治性を持った犯罪については協力を行わないとする、国際テロ行為関連では国家間協力が行われないということになる。そのような不処罰を導くような結果にならないように、国際法上、一定のテロ犯罪については政治犯不引渡の抗弁を認めないように義務付けるなどの工夫がなされてきたのである。ただし国家が他国に逃亡した犯罪の容疑者の身柄を確保したい場合、こうした正式なルートではなく、外国に当該容疑者を追放してもらう、または本国に強制的に帰国させるという方法がとられることがある(不正規の移送 irregular rendition)。したがってこれまでもすべてのテロ行為の容疑者が犯罪人引渡制度のもとで移送されているのではないかことには留意すべきである。米国の「対テロ戦争」におけるテロ容疑者についてもほとんどの容疑者が行政・軍事当局の間の判断で移送されている。グアムタナモ基地に収容されている者については犯罪人引渡制度の適用の結果として移送された例はなく、また被収容者の解放の際にも犯罪人引渡制度で引き渡された例はない。

しかしこうした不正規の移送をめぐっては容疑者の人権保障という観点から批判も強い。実際にグアムタナモ基地に収容されているテロ容疑者についての不正規の移送に関して移送に関与した国が欧州人権裁判所で違法性を認定している(El-Masri v. Macedonia, 2012)。

それではテロ容疑者の移送に関しては不

正規の移送ではなく、犯罪人引渡制度を適用すべきだろうか。これは次に述べる理由から困難であるというべきである。第一に、軍事審問委員会は国内司法機関としての刑事裁判所ではなく、国防省の下で運営されている。確かに現在の国際刑事協力の法制度ももっぱら裁判所間の協力の制度ではなく、捜査機関同士が直接に協力することも一定の範囲で認めている。しかしこれらはあくまでも通常の刑事法の違反に関するものであり、軍関係の機関に関する協力は想定していない。第二に、国際司法共助・捜査協力などの国際協力の制度は相互主義を基盤として発達してきた。しかしそれは日本のような国家にとっては、自国で軍事審問委員会と類似の制度を作ることはほぼ不可能であるといつてよく、そうだとすれば、米国に対する協力は「一方的な」協力となる。このようなことを考えると、既存の法をそのまま適用して軍事審問委員会に関する協力要請に応じることはできないというべきである。

他方で、軍事審問委員会は現在では米国の司法機関への上訴も認められ、とりわけ被告人の人権に配慮した制度として整備されつつある。そのことを考えれば、こうした新しい管轄権の制度に対する国際協力が求められる場合には、これを日本法から見て異質である、相互主義が働かないという理由でまったく拒否するのではなく、国際テロ行為の国際社会に対する影響を考えても、何らかの対応を考えるべきであると思われる。さて、そのための手続きは法的基盤を持つ必要があり、国内法上の制度設計が求められるが、その場合は国際的刑事裁判所への協力に関する実行が手掛かりになろう。つまり国際刑事裁判所に対する身柄の移送や証拠の提供は、既存の犯罪人引渡制度などとは概念的に区別された(「一方的な」協力)。そのうえで、各国は手続きを整備したのである。軍事審問委員会についての国家間協力も既存の国際刑事共助の制度とは概念上区別すべきであり、さらに協力のための一定の手続きを作るにすれば、とりわけすでにテロ容疑者の移送に関して下されている欧州人権裁判所の判例などを考慮する必要があるだろう。欧州人権条約と同種の義務が設定されている国際人権規約の締約国である日本は容疑者および証拠収集に關係する個人の人権保障を重視した手続を整備することが求められていると思われる。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕（計 4 件）

①洪 恵子「判例研究『ハムダン対米国事件（いわゆるハムダン II 事件）』米国、控訴裁判所（巡回裁判所）（判決、2012 年 10 月 16 日）」法経論叢（三重大学）31 卷 1 号（2013 年・平成 25 年）掲載決定済。　査読なし。

②洪 恵子「公正な裁判と国際法」比較法研究第 74 号（2012 年・平成 25 年）) 6-171 頁。査読なし。

③洪 恵子「移行期の正義と国際刑事裁判—国際刑事管轄権の意義と課題」国際法外交雑誌第 111 卷第 2 号(2012 年・平成 24 年)29-54 頁。　査読なし。

④洪 恵子「(ミニ・シンポジウム) ヨーロッパにおける法統合の新たな展開—人権保障を中心として—『国際法の視点から』」比較法研究 72 号 (2011 年・平成 23 年) 163-168 頁。査読なし。

〔学会発表〕（計 4 件）

①洪 恵子 2012 年 6 月 3 日 比較法学会総会全体シンポジウム「『公正な裁判』をめぐる比較法」(京都大学) 報告題目「『公正な裁判』と国際法」

②洪 恵子 2011 年 10 月 8 日 国際法学会・秋季大会（関西学院大学）報告題目「移行期の正義 (Transitional Justice) と国際刑事裁判—国際刑事裁判の機能変化と課題—」

③KO, Keiko DEUTSCH-JAPANISCHES SYMPOSIUM —JAPANESE-GERMAN SYMPOSIUM, University of Cologne, Friday, 9 September 2011, “The Tokyo Judgment on Crimes against Peace and the Crime of Aggression”

④洪 恵子 2010 年 6 月 5 日 比較法学会ミニ・シンポジウム「ヨーロッパにおける法統合の新たな展開—人権保障を中心として—」(愛媛大学) 報告題目「『国際法の視点』から」

〔図書〕（計 3 件）

①小笠原高雪・栗栖薰子・広瀬佳一・宮坂直史・森川幸一（編）『国際関係・安全保障用語辞典』（ミネルヴァ書房）（2013 年・平成 25 年）

洪 恵子 執筆担当項目（計 25 項目）

- 1 「犯罪人引渡」 252 頁。
- 2 「国際犯罪」 96 頁。
- 3 「核テロリズム防止条約」 46-47 頁。
- 4 「ハーグ条約」 246 頁。
- 5 「モントリオール条約」 308 頁。

6 「戦時復仇」 171 頁。

7 「利益保護国」 320 頁。

8 「赤十字国際委員会」 168 頁。

9 「国際事実調査委員会」 91-92 頁。

10 「ニュルンベルグ国際軍事裁判所」 242-243 頁。

11 「極東国際軍事裁判所」 65 頁。

12 「旧ユーゴ国際刑事裁判所」 61 頁。

13 「ルワンダ国際刑事裁判所」 327-328 頁。

14 「国際刑事裁判所」 90 頁。

15 「混合裁判所」 122 頁。

16 「真実和解委員会」 152 頁。

17 「軍法会議」 74 頁。

18 「軍事審問委員会」 71 頁。

19 「戦争犯罪」 175 頁。

20 「人道に対する犯罪」 154 頁。

21 「集団殺害犯罪」 140-141 頁。

22 「侵略犯罪」 156-157 頁。

23 「補完性原則」 290-291 頁。

24 「上官命令の抗弁」 144-145 頁。

25 「上官責任」 144 頁。

②村瀬信也・鶴岡公二編『変革期の国際法委員会』（2011 年・平成 23 年）（信山社）

洪 恵子「国際刑事裁判所規程」509-528 頁。

③

放送大学教材 村瀬信也（編）『地球的課題と法』（2010 年・平成 22 年）132-179 頁。

洪 恵子「12 章 刑事分野における国際協力」

洪 恵子「13 章 国際犯罪と国際法」

洪 恵子「14 章 国際人道法」

洪 恵子「15 章 国際刑事裁判」

6. 研究組織

(1) 研究代表者

洪 恵子 (KO KEIKO)

三重大学・人文学部・教授

研究者番号： 00314104

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし